

訪問特定整備等の(変更)届出  
(訪問特定整備等リスト)

太枠内を記入してください

年 月 日

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合、申請規則(国土交通省告示第255号)第3条の規定により別紙書面を添え届け出ます。

(注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目)

(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小すること

該当する項目に○を付けてください

訪問特定整備の届出	※1 <input type="radio"/>	限定訪問特定整備の届出	※2
-----------	-----------------------------	-------------	----

(注) 訪問特定整備のみを行う事業者は※1欄、限定訪問特定整備のみを行う事業者は※2欄、訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を行う事業者は※1欄及び※2欄にそれぞれ「○」を入力するものとする。

1 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者等の情報

<small>(ふりがな)</small>	かぶしきかいしゃまるぼつじどうしゃ
訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者(又は訪問特定整備等事業者)の氏名又は名称	株式会社●×自動車
当該事業者の住所	大分県大分市大津町三丁目4番13号
当該事業者の電話番号	097-551-3311
当該事業者の電子メールアドレス	sample@sample.com
当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス	https://sample-sample.jp

事業者情報をご記入ください

2 本届出に係る事業場(3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場)の情報

<small>(ふりがな)</small>	かぶしきかいしゃまるぼつじどうしゃ おおいたせいひこうじょう
事業場の名称	株式会社●×自動車 大分整備工場
当該事業場の所在地	大分県大分市大津町三丁目4番13号
当該事業場の電話番号	097-551-3311
当該事業場の電子メールアドレス	sample@sample-oita.com
当該事業場の認証番号	5-9999

事業場(認証工場)情報をご記入ください

3-① 訪問特定整備等管理者の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
おおいたいちろう <b>大分一郎</b>	平成 1年 1月 3日	①二級ガソリン自動車整備士 ②九州二か第0000 ③令和元年1月1日	5年6か月  特定整備	令和 7年 6月 30日
	年 月 日	① ② ③		日
				令和 年 月 日
	年 月 日	② ③		令和 年 月 日

管理者は、事業場で整備主任者に選任されている方から最低1名を選出してください。  
※管理者は、訪問整備作業を実施することはできません。

整備主任者に選任してから現在までの実務期間の年数を記入してください。  
検定合格後から3年以上の経験年数が必須です。

※本届出の前に、必ず訪問特定整備に関する教育を受講する必要があります。

3-② 訪問特定整備士の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
おおいたじろう <b>大分二郎</b>	平成 2年 2月 3日	①二級ジーゼル自動車整備士 ②九州二ち第0000 ③令和2年1月1日	5年  特定整備	令和 7年 6月 30日
	年 月 日	① ②		日
				令和 年 月 日
	年 月 日	③		令和 年 月 日

訪問整備士は、二級整備士資格を有する者から最低1名を選出してください。  
※訪問整備士は、管理者と兼務することはできません。

整備主任者や検査員に選任してから現在までの実務期間の年数を記入してください。  
検定合格後から3年以上の経験年数が必須です。

※本届出の前に、必ず訪問特定整備に関する教育を受講する必要があります。

4 訪問特定整備等の開始

開始年月日	令和 7年 7月 10日
-------	--------------

訪問整備を実施する日を記入してください。  
※届出書は実施日の前日までに運輸支局へ提出する必要があります。

**注意事項！**  
訪問特定整備は、本届出書1回につき、実施日より連続して最大3日間のみが有効となります。  
期間延長や別の日に訪問特定整備を実施する場合は、その都度届出書を提出してください。  
限定訪問特定整備は、事業者、事業場、管理者、整備士の情報に変更がない場合に限り、任意の日に限定訪問特定整備を実施して問題ありません。

二級整備士資格を有さない工員が訪問整備を行う場合は、太枠内を記入してください

3-③-1

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
おおいたさぶろう <b>大分三郎</b>	平成 3年 3月 3日	①三級ガソリン自動車整備士 ②九州三か0000 ③令和3年1月1日	3年 分解整備作業	令和 7年 6月 30日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
<p>三級整備士資格を有し、訪問特定整備士と同行して作業に従事する場合に記入してください。 ※3-③-2の手法を採っていることが必須です。</p>		<p>工員として従事してから現在までの実務期間の年数を記入してください。 検定合格後から3年以上の経験年数が必須です。</p>		<p>※本届出の前に、必ず訪問特定整備に関する教育を受講する必要があります。</p>
		③		令和 年 月 日

3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等

高度な管理手法を用いた統括管理業務の手順	別紙の通り			<p>具体的な管理手順、任命ルールを定めた社内規定を作成し、届出書の提出の際に添付していただきます。</p>
訪問特定整備士等の任命のルールの内容	別紙の通り			
訪問特定整備等補助者に関する事項	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	
	<b>大分二郎</b>	H2. 2. 3	①二級ジーゼル自動鵜者整備士 ②九州二ち第0000 ③令和2年1月1日	

3-④ 訪問車体・電気装置整備士の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
		①		令和 年 月 日
<p>車体整備士、電装整備士の資格者を選任する場合は、振興会まで相談ください。</p>				令和 年 月 日
<p>訪問特定整備を実施するにあたり、作業内容が「電子制御装置整備」のみの場合に限り適用されます。</p>				令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

**太枠内を記入してください（訪問先が認証取得の工場である場合）**

5-① 訪問特定

訪問特定整備を行う場所の住所	大分県大分市大州浜 1 丁目 3 - 3 0
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ)	—

5-②-1 他事業場の情報

(ふりがな)	かぶしきかいしゃまるぼつうんゆ
他事業場の事業者の氏名又は名称	株式会社●×運輸
当該事業者の住所	大分県大分市大州浜 1 丁目 3
当該事業者の電話番号	097-556-1100
当該事業者の電子メールアドレス	sample&test@sample.com
(ふりがな)	かぶしきかいしゃまるぼつうんゆ はいそうせんた
他事業場の名称	株式会社●×運輸 配送センター
他事業場の電話番号	097-556-1100
他事業場の電子メールアドレス	sample&sample@sample.com
他事業場の認証番号	5-99999

訪問先の、認証工場の情報を記入してください。  
訪問先が他県の場合は、訪問までの所要時間も記載してください。  
※訪問先が認証を取得していない場合は、様式 3-2-1を使用してください。

※作業の期間は最長で3日間となります。

5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	令和7年7月10日	～	令和7年7月13日
----------------	-----------	---	-----------

5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置

対象自動車の種類	対象自動車の整備及び装置の種類										
	全て	分解整備								電子制御装置整備※	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)		○									○
普通自動車(小型)		○									○
普通自動車(乗用)		○									○
大型特殊自動車											
小型四輪自動車		○									○
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車		○									○

訪問先の工場で取得している認証の該当する箇所に○を付けてください。  
ただし、申請者が取得している認証の範囲を超える作業は実施できません。  
訪問先が認証を取得していない場合は、様式3-2-1を使用してください。

(注)口枠内の該当するものに○を記載すること。

太枠内を記入してください（訪問先が認証を取得していない場合）

5-① 訪問特定整備

訪問特定整備を行う場所の住所	大分県大分市三佐5丁目1-
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ)	-

訪問先の住所、作業場の寸法を記入してください。  
 特定整備作業を実施するに必要な寸法基準がわからない時は、  
 運輸支局および整備振興会にお尋ねください。  
 記載の寸法については、様式3-2-2にて平面図の提出も必要です。

5-③-1 屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	4.50 m	8.00 m	32.00 m <sup>2</sup>	3.00 m	コンクリート舗装
部品整備作業場			10.00 m <sup>2</sup>	3.00 m	コンクリート舗装
点検作業場	4.50 m	8.00 m	32.00 m <sup>2</sup>	3.00 m	コンクリート舗装
車両置場	3.00 m	6.00 m	18.00 m <sup>2</sup>		

5-③-2 電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	4.50 m ( 4.50 ) m	8.00 m ( 8.00 ) m	32.00 m <sup>2</sup> ( 32.00 ) m <sup>2</sup>	3.00 m	コンクリート舗装
車両置場	3.00 m	6.00 m	18.00 m <sup>2</sup>		

( )の中には、屋内の寸法を記入してください。

5-③-3 作業機械等

	名称	型式・能力等	数量	設置又は持参
<p>訪問先に設置している工具の型式や能力を記載してください。</p> <p>特定整備作業の認証に必要な工具が不足している場合は、作業が実施できません。</p> <p>尚、自社の工具を持参することも認められていますが、持ち出しした場合、その間は、自社工場での整備作業を行うことはできません。</p>	プレス	15.0トン	1	設置
	エア・コンプレッサ	3.7kw 390L/min	1	設置
	インパクトドライバー	1.0トン	1	設置
	トルクレンチ	3.0トン	1	設置
	六角レンチ	150mm	1	設置
	電動ドリル	12~24V	1	設置
	六角棒	150mm	1	設置
	トルクレンチ	200N・m	1	設置
	空気計	水泡型	1	設置
	電圧計	10A 200V	1	設置
	スポットライト	スポット式	1	設置
	空気計	2.5Mpa	1	設置
	空気計	7.0Mpa	1	設置
	空気計	100kpa	1	設置
空気計	10000rpm	1	設置	
	タイミング・ライト	対象自動車用	1	設置

点検計器 及び 点検装置	シックネス・ゲージ	9枚 0.05mm	1	設置
	ダイヤル・ゲージ	0~10mm		設置
	トーイン・ゲージ	1,800		設置
	キャンバ・キャスト・ゲージ	対象		設置
	ターニング・ラジラス・ゲージ			設置
	タイヤ・ゲージ			設置
	検車装置	3.5トン		設置
	一酸化炭素測定器	10vol		設置
	炭化水素測定器	10000		設置
	整備用スキャンツール	AAA-1		設置
工具	ホイール・プーラ	対象		設置
	ベアリング・レース・プーラ	対象		設置
	グリース・ガン又は シャシ・ルブリケータ	72g/ml		設置
	部品洗浄槽	300×500×250	1	設置
備考				

※令和7年7月以降に認証を取得した工場及び、令和7年7月に移転した工場は、新基準が適用されるため、以下の工具の記載は不要です。

- ①トーイン・ゲージ
- ②キャンバ・キャスト・ゲージ
- ③ターニング・ラジラス・ゲージ
- ④エンジン・タコテスタ
- ⑤タイミング・ライト

但し、整備用スキャンツールの設置が必須となります。

5-③-4 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	FAINES
エーミング作業に必要な機器	保有している

電子制御装置整備を実施する場合に記載してください。

5-③-5 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	令和7年7月10日	～	令和7年7月13日
----------------	-----------	---	-----------

※作業の期間は最長で3日間となります。

5-③-6 5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類の別	対象自動車の整備及び装置の種類										
	全て	分解整備								電子制御装置整備※	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)	○										○
普通自動車(乗用)	○										○
大型特殊自動車											
小型四輪自動車	○										○
小型三輪自動車	○										○
小型二輪自動車	○										○
軽自動車	○										○

訪問先の工場で作業可能な認証の範囲に○を付けてください。  
ただし、申請者が取得している認証の範囲を超える作業は実施できません。  
訪問先が認証を取得している場合は、様式3-1を使用してください。

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

5-③-7 訪問特定整備を行う場所の平面図

住所	大分県大分市三佐5丁目1-27
----	-----------------

(例: レイ)

訪問先の作業場平面図を作成してください  
(訪問先が認証を取得していない場合のみ)

事業場平面図記載例

(縮尺 1 : 200 単位 m)

①四方が柱に囲われている場合、柱の内側が作業場として認定されます。柱は作業場に含まれません。ただし、リフトやピットについては不問です

③屋内の作業場で規定の寸法を全て満たせない場合は、屋外も作業場として設定することが可能です。  
※ただし、屋内と同じく平滑であることが条件です。

作業場に、ホイールチェンジャーなどを、アンカー等で固定している場合、その工具は「壁」と同等の認識となるため、車両の作業場を含むことができません。  
※部品整備作業場には含めることが可能です。

至 ○○市方面

↑ ↓

国道(県道)○○線

至 □□方面

**訪問先の作業場の平面図作成の方法について**

①② 点検作業場、 車両整備作業場

必ず平滑であることが条件。屋外は不可。

寸法の計測方法は、柱から柱までの内側を作業場とみなされます。

タイヤチェンジャー等を作業場に打ち付けていた場合は、その機器が計測の起点となります。

作業場はそれぞれ1面で可。

③ 部品整備作業場

既定の面積を有すること。屋外は不可。

④ 電子制御装置整備作業場

必ず平滑であることが条件。一部屋外でも可。

寸法の計測方法は、①②に準ずる。且つ、①②の作業場と兼用できます。

⑤ 車輛置場

屋内、屋外は問いません。既定の寸法を有すること。

寸法および面積がご不明な場合は、  
運輸支局および整備振興会にお尋ね

## 6 訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績

[ 年 月 日 ~ 年 月 日 ]

車検実施年月	持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	

**様式4は、訪問特定整備の届出において  
例外規定を用いる場合に使用いたします。**

**運輸支局または整備振興会より指示がある場合のみ記入  
していただきますので、通常の届出には必要ありません。**